

令和7年度 北陸農政局発注者綱紀保持委員会 定例会議 議事概要

日 時 令和8年3月12日（木） 9時00分～9時45分

場 所 北陸農政局 局長室

出席者 委 員 長：北陸農政局長

委員（幹事）：総務管理官、総務課長、会計課長、事業経理官、
農村振興部設計課長

委 員：企画調整室調整官、消費・安全部消費生活課長、
生産部生産振興課長、経営・事業支援部担い手育成課長、
統計部調整課長

概 要

- (1) 農林水産省発注者綱紀保持規程の規定に反するとして、また、第三者からの不当な働き掛けを受けたとして報告のあった事案について
庶務担当より、該当がなかった旨を報告した。
- (2) 令和7年度発注者綱紀保持対策等の実施結果について（資料1）
庶務担当より、資料1に基づき報告した。
- (3) 令和8年度発注者綱紀保持対策等の実施方針について（資料2）
庶務担当より、資料2に基づき報告した。

上記の報告、説明、質疑応答の結果、全出席者の承認を受け、閉会した。

以 上

令和7年度 発注者綱紀保持対策等の実施結果について

(1) 職員に対する発注者綱紀保持講習等の実施状況

番号	会議等の名称	開催日	受講対象者	参加人数 [人]	周知内容等
1	令和7年度入札談合等関与行為防止法に関する講習会	R7.6.13	本局、県拠点及び事業(務)所の管理監督者、発注担当職員並びに受講希望者等	212	・公正取引委員会派遣講師による入札談合等関与行為防止法に関する講習
2	令和7年度管内事業所等用地・管理担当課長等会議	R7.6.20	管内事業(務)所の用地課長、財産管理課長、用地調整官、管理調整官、用地官及び局農村振興部用地課職員等	29	・会議用資料により農林水産省発注者綱紀保持規程等の内容を具体的に説明
3	令和7年度会計実務初任者説明会	R7.9.5	管内(県拠点、事業(務)所含む)の入省4年目以下の事務系職員	29	・説明会用資料により農林水産省発注者綱紀保持規程等の内容を具体的に説明
4	令和7年度初任技術研修(基礎)	R7.9.12	北陸、東海及び近畿農政局の職員で、入省初年度の一般採用の農業土木技術者	25	・研修用資料により官製談合防止法及び農林水産省発注者綱紀保持規程等の内容を具体的に説明
5	令和7年度発注者綱紀保持研修(Web形式)	R7.10.15	本局、県拠点及び事業(務)所の管理監督者、発注担当職員並びに受講希望者等	240	・研修用資料により官製談合防止法及び農林水産省発注者綱紀保持規程等の内容を具体的に説明
6	令和7年度管内機関庶務事務担当者会議	R7.10.22	管内事業(務)所の庶務担当係長等、各県拠点の庶務担当官等、局内各部(室)の庶務担当補佐及び係長等	32	・会議用資料により農林水産省発注者綱紀保持規程等の内容を具体的に説明
7	令和7年度管内事業所等用地・管理担当者会議	R7.11.21	管内事業(務)所の用地及び管理担当係長・係員、局農村振興部用地課職員等	30	・会議資料により農林水産省発注者綱紀保持規程等の内容を具体的に説明
8	令和7年度管内事業(務)所専門官・係長等会議	R8.1.30	管内事業(務)所の技術専門官、設計・工事担当係長及び局農村振興部農業土木系職員等	29	・会議用資料により官製談合防止法違反に係る懲戒処分例等の紹介
9	情報漏洩・入札談合等の防止に向けたコンプライアンス研修	R8.2.18	農業農村整備事業に携わる全ての発注担当職員、今年度退職予定職員、本局在籍の農業土木系職員	307	・研修講師(農村振興局総務課及び設計課)による発注者綱紀保持、官製談合等の防止等の説明とロールプレイ
10	令和7年度管内事務担当次長及び庶務課長等会議(Web形式)	R8.2.20	管内事業(務)所の事務次長及び庶務課長、各県拠点の主任農政推進官(管理)等、局内主管課・総務課・会計課の庶務担当者等	32	・会議用資料により令和7年度発注者綱紀保持対策等の実施結果等を報告、次年度講習等の協力依頼
11	令和7年度管内事業(務)所次長・工事等課長会議	R8.2.27	管内事業(務)所の技術次長、設計・工事担当課長及び局農村振興部農業土木系職員等	24	・会議資料により農林水産省発注者綱紀保持規程等の内容を具体的に説明
12	退職前研修	通年	定年退職者(再任用職員となる者を除く。)、応募認定退職者、自己都合退職者及び再任用職員で任期満了により退職する職員	35	・発注者綱紀保持、独占禁止法及び官製談合防止法について

※参加人数にはWeb受講者を含む。

発注者綱紀保持対策eラーニング研修の実施

実施時期	修了者数/受講対象者数(人)	備考
令和7年11月4日(火)～11月28日(金)	951/951(修了率100%)	受講対象者:実施期間中に当局に在職する、休職者等を除く全職員

(2) 競争参加有資格者等への周知状況

①ホームページへの掲載

[事業者の皆様へ] と題し、発注者綱紀保持対策の概要を記載した文書を掲載（継続）

②調達情報メールマガジンへの記載

発注者綱紀保持対策を実施している旨を、調達情報メールマガジンに記載（継続）

(3) その他、職員への周知状況

①本局及び事業(務)所の発注担当窓口における掲示

発注者綱紀保持対策の概要を記載した文書を、各発注担当窓口の入り口に掲示（継続）

②本局、事業(務)所及び県拠点の執務室内に「職員の心構え」を掲示（継続）

「私たちは、農林水産省発注者綱紀保持規程を遵守します。」

③情報誌「北陸農政局発注者綱紀保持対策」の発行・配信（新規）

令和7年9月に第1号、12月に第2号を発行。令和8年3月に第3号を発行。

令和8年度 発注者綱紀保持対策等の実施方針について

発注者綱紀保持のための対策について、以下のとおり実施する。

1 目的

発注事務の適切な実施に関する理解を深め、関係法令の遵守及び綱紀の厳正な確保を図る。

2 職員を対象とする講習等の実施方針

(1) 発注者綱紀保持研修の実施

本局、地域拠点及び事業(務)所の管理監督者、発注担当職員を対象とする。

ただし、発注担当職員以外の職員は発注者綱紀保持規程上、発注担当職員への不当な働き掛けを禁止されていることに鑑み、全職員に講習会開催案内等を周知し、参加を促す。

(2) 講習会等の開催及び各種会議・研修等での周知

①公正取引委員会派遣講師による入札談合等関与行為防止法に関する講習の開催

②各種会議等における発注者綱紀保持対策の説明

③退職前研修の実施

3 競争参加有資格者等への周知方針

(1) 北陸農政局ホームページへの掲載

①発注者綱紀保持対策の概要を記載した「事業者の皆様へ」の掲載

②農林水産省発注者綱紀保持規程の掲載

(2) 調達情報メールマガジンへの記載

発注者綱紀保持対策を実施している旨を、調達情報メールマガジンに記載

4 職員への周知方針

①本局及び事業(務)所の発注担当窓口における掲示

発注者綱紀保持規程に基づき、執務室への自由な出入りを制限していること等を記載した文書の掲示

②発注者綱紀保持マニュアル等を北陸農政局監査関係掲示板に掲載し、職員へ継続的に周知
(北陸農政局監査関係掲示板「発注者綱紀保持関係」の拡充)

③事業者との応接における職員の心構え

「私たちは、農林水産省発注者綱紀保持規程を遵守します。」を執務室内に掲示

④情報誌「北陸農政局発注者綱紀保持対策」の発行・配信